

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和2年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 母子保健法に基づく、保健指導・新生児訪問・健診等の実施。 なお、サービス検索・電子申請機能での書類の受入あり。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ② 新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③ 妊婦、4ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査の実施及び健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤ 母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦ 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧ 未熟児の訪問指導の実施に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康管理システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー ④ サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法第(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 49の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条(ただし、第9号、第10号を除く。)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号 別表第二 69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号 別表第二 56の2の項、69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 母子保健係</p> <p>郵便番号:410-2123</p> <p>住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1</p> <p>電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177</p> <p>E-mail: kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 母子保健係</p> <p>郵便番号:410-2123</p> <p>住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1</p> <p>電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177</p> <p>E-mail: kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	伊豆の国市では、母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する施策を実施する事務を行っている。 評価対象事務の概要 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(昭和25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務について取り扱う。(事務内容) ①母子保健法による保健指導 ②妊産婦、新生児、未熟児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出、母子手帳の交付 ⑤低体重児の届出	【事務の概要】 母子保健法に基づく、保健指導・新生児訪問・健診等の実施。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ② 新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③ 妊婦、4ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査の実施 及び健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤ 母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦ 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧ 未熟児の訪問指導の実施に関する事務	事後	評価書の見直しの実施
平成29年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第49項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 49の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条(ただし、第9号、第10号を除く。)	事後	評価書の見直しの実施
平成29年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の第56項の2	【情報照会の根拠】 情報照会を行わない。 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 56の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	事後	評価書の見直しの実施
平成29年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 総務部 総務課 行政室 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-1411 ファックス:055-948-1169 E-mail: soumu@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 母子保健係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail: kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	評価書の見直しの実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 母子保健法に基づく、保健指導・新生児訪問・健診等の実施。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ② 新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③ 妊婦、4ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査の実施 及び健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤ 母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦ 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧ 未熟児の訪問指導の実施に関する事務	【事務の概要】 母子保健法に基づく、保健指導・新生児訪問・健診等の実施。 なお、サービス検索・電子申請機能での書類の受入あり。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ② 新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③ 妊婦、4ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査の実施 及び健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤ 母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦ 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧ 未熟児の訪問指導の実施に関する事務	事前	子育てワンストップサービスによる電子申請の開始に伴う変更
平成29年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	① 健康管理システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー	① 健康管理システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー ④ サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービスによる電子申請の開始に伴う変更
平成29年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 井口 馨	健康づくり課長 吉永 朋子	事後	平成29年4月1日人事異動に伴う変更
平成30年4月2日	評価書番号5 評価書名(表紙)	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価書の見直しの実施
平成30年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 吉永 朋子	健康づくり課長 山口 和久	事後	平成30年4月1日人事異動に伴う変更
平成31年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 山口 和久	健康づくり課長	事後	様式の変更
平成31年3月31日	IVリスク対応	(なし)	(追記)	事後	様式の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 情報照会を行わない。 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二 56の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二 69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二 56の2の項、69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3	事前	情報連携業務の追加
令和2年3月31日	II しきい値判断項目	平成31年1月1日	令和2年1月1日	事後	